

○豊田市子ども規則（抜粋）

平成20年3月28日

規則第3号

（部会）

第23条 推進会議は、必要に応じて、部会を置くことができます。

2 部会に属する委員は、会長が推進会議の意見を聴いて指名します。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により決めます。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会の調査審議の経過や結果を推進会議に報告します。

5 部会は、その調査審議に必要があると認めたときは、委員以外の人に出席を求め、説明や意見を聴くことができます。

6 推進会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項第1号及び第2号に掲げる事務を処理するに当たって部会を置いたときは、その部会の議決をもって推進会議の議決とすることができます。

7 第19条の規定は、部会の会議について準用します。

【参考】

豊田市子ども規則

（会議）

第19条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決めます。

子ども・子育て支援法

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三、四 （略）